

第1章 計画の基本的事項

1) 計画策定の目的と背景

平成28年3月策定した「第2次花巻市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前計画」という。)から変化している社会的背景への対応を盛り込むこと、前計画が令和7年度に計画期間満了を迎えることから、第3次花巻市一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

なお、本計画は、第4章に食品ロス削減推進法に基づき「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和7年3月25日閣議決定)に沿って食品ロス削減計画を追加、また、「第2次一般廃棄物(し尿)処理基本計画」を第5章として統合することとし、「生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針」(平成2年10月8日衛環第200号)に沿って計画します。

2) 計画の位置付け

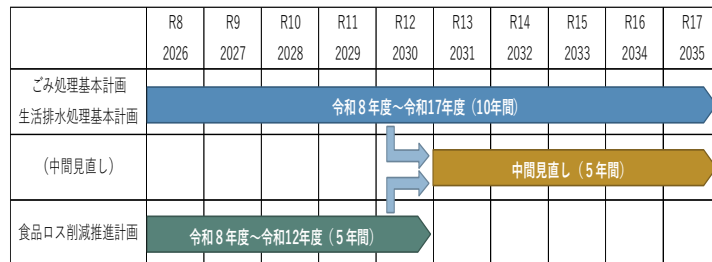
廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定するものであり、「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」に準拠し、第2次花巻市まちづくり総合計画、第3次花巻市環境基本計画を踏まえ、国・県・岩手中部広域行政組合の関連計画等と整合性を図るものです。

3) 計画の対象

一般廃棄物のうち、ごみ(家庭系ごみ、事業系ごみ)及び生活排水(し尿、生活雑排水)

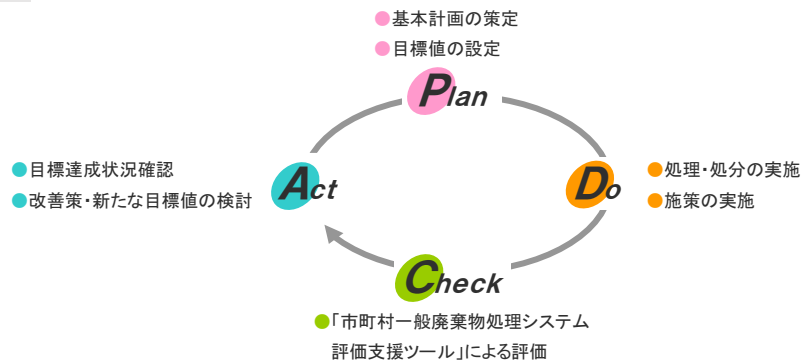
4) 計画の期間

本計画は、令和8年度から10か年の計画とし、中間目標年度を令和12年度、計画目標年度を令和17年度とします。



5) 計画の進行管理

本計画を推進するにあたり、PDCAサイクルを活用した進行管理と評価を毎年度行い、必要に応じて見直しを行うことにより適切な進行管理を行います。



6) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

令和6年3月に策定した「第3次花巻市環境基本計画」において、廃棄物分野と深く関わる7つの項目が挙げられました。本計画はこれら7項目に関連付けた施策を策定し、それぞれのターゲット達成への寄与を目指して取り組みます。



第2章 地域の概要

1) 本市の特性

本市の位置・地勢、気象条件を記載しています。

2) 社会環境

人口と世帯数・産業別人口について令和2年～令和6年で比較しています。土地の利用状況について記載しています。

第3章 ごみ処理基本計画

1) ごみ処理の現状と課題

前計画の目標値と令和6年度(直近年度)のごみ処理の実績値を比較しました。

家庭系ごみについては「②1人1日当たりの排出量」が目標を達成できています。一方で「③事業系ごみの排出量」は目標を達成することができず、それに伴い「①ごみ総排出量」の目標を達成することができませんでした。

	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	評価
① ごみ総排出量	28,095 t	28,414 t	× 未達成
② 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	547 g	496 g	○ 達成
③ 事業系ごみ総排出量	9,754 t	10,436 t	× 未達成
④ リサイクル率 (家庭系ごみ)	25%以上	17.4%	× 未達成
⑤ 最終処分率	4.5に抑える	4.1%	○ 達成

2) ごみ量等の予測

平成28年度から令和6年度の9年間の実績をもとに推計し、令和7年度から令和17年度までのごみ量を予測します。また、発生量の予測結果をもとに、前計画の施策を継続した場合の焼却量、資源化量及び最終処分量を算出します。

3) 数値目標

本計画はごみ減量に係る目標を設定します。

項目	目標年度	数値目標
ごみ総排出量	令和17年度	23,529 t
1人1日当たり家庭系 ごみ排出量	令和17年度	458 g
事業系ごみ総排出量	令和17年度	8,875 t
再生利用率	令和17年度	19.4%以上とする
最終処分率	令和17年度	3.8%以下

4) 施策

基本方針1 ごみの発生抑制・再使用(リデュース、リユース)、再資源化(リサイクル)の推進

ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の「3R」を基本とし、さらに不要なものを受け取らない「ごみの発生回避(Refuse)」、「再生不可能な資源を再生可能な資源へ置き替える取組(Renewable)」による資源循環の取組を推進し、ごみの減量化と資源化を目指します。

基本方針2 情報発信、環境美化

循環型社会の確立に向け市民や事業者のごみに対する理解や意識の向上を図るため、市民啓発をさらに推進していきます。

基本方針3 収集運搬計画

必要に応じて分別区分と排出方法、収集体制を見直すとともに、環境負荷の少ないごみの収集運搬を推進します。

基本方針4 中間処理・最終処分計画

最終処分状況を踏まえ、中間処理の適正によるごみの減容化等により最終処分量の削減を目指します。

## 第4章 食品ロス削減推進計画

### 1) 計画策定の目的と背景

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12(2030)年度において、平成12年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進することを目標と定めています。

### 2) 食品ロスの現状と課題

食品ロスは、食品廃棄物等に含まれる「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」です。

本市では、岩手中部クリーンセンターにおいて年に数回ごみをサンプリングして組成調査を実施し、ごみ質の変動をモニタリングしていますが、食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいことから、環境省による「令和4年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示す食品ロスの全国平均値の割合を本市に当てはめて推定するものとし、本市における家庭系食品ロス発生量の推定量を、以下に示します。

項目	排出量 (t/年)	割合		1人1日当たり排出量 (g/人・日)
家庭系燃やすごみ量	13,988	100.0%	-	430
うち、食品廃棄物量 (推定)	4,252	30.4%	100.0%	-
うち、食品ロス量 (推定)	1,552	-	36.5%	47.7
(直接廃棄)	761	-	17.9%	23.4
(食べ残し)	791	-	18.7%	24.3

事業系食品ロスについては、農林水産省が示す令和4年度事業系可燃ごみに占める食品ロス量の割合を用い、本市における事業系食品ロス発生量の推定値を算出しました。

項目	排出量 (t/年)	割合
事業系燃やすごみ量	10,213	100.0%
うち、食品ロス量 (推定)	2,227	21.8%

### 3) 数値目標

国においては令和12年度を目標年次とし、平成12年度と比べ、令和12年度において食品ロス量を半減させることを目標としますが、花巻市食品ロス削減推進計画は令和8年度から令和12年度まで5年間の計画であるため、令和8年度と比べ、令和12年度において6.7%の削減を目標とします。

### 4) 施策

#### 基本方針1 食品ロス削減に係る普及啓発

市全体で「食」を大切にすることを意識を醸成し、あらゆる場面における食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践・定着につながるよう、情報発信や啓発活動の働きかけを行います。

#### 基本方針2 食品ロス削減に係る仕組みの構築

食品ロスを削減するための仕組みを構築します。

市全体で食品ロス削減に取り組めるよう、フードドライブの実施や生ごみの3きり運動の推進、また、若い世代から「食」を大切にすることを意識を醸成するため、食育を通じた周知・啓発を行っていきます。

#### 基本方針3 循環利用の推進

食品ロスの削減に努めても、発生が避けられないケースもあります。資源循環の観点から、生ごみ(調理くず等)の排出を抑制し再生利用を推進するために、生ごみのたい肥化の方法紹介や出前講座の開催等、資源を循環させる仕組みを構築及び取組を促進していきます。また、生ごみのたい肥化施設を所有している民間事業者との連携も検討します。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1) 生活排水処理の現状と課題

生活排水は、トイレから排出されるし尿・浄化槽汚泥と、各家庭の台所、風呂や洗面所等から排出される生活雑排水に分けられます。

家庭及び事業所(以下「家庭等」という。)から排出されたし尿と、農業集落排水施設及び単独・合併処理浄化槽から発生した汚泥、また、公共下水道及び農業集落排水施設に接続している家庭等から排出された生活排水は適正に処理され、処理水は河川等に放流されますが、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽を設置している家庭等の生活雑排水は未処理のまま放流され、河川等の水質汚濁の原因となっています。

本市の生活排水処理率は微増傾向にあるものの、し尿汲み取り及び単独処理浄化槽を設置している家庭等も一定数存在し、生活雑排水が未処理の状態では放流されていることから、生活環境保全及び公衆衛生の向上のため、引き続き、公共下水道又は農業集落排水施設への早期接続や、合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

	令和8年度 (目標)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)
生活排水処理率	87.0%	83.1%	83.5%

令和7年度(目標年度の前年度)と令和5、6年度(直近年度)の生活排水処理率と前計画の目標値を比較したところ、生活排水処理率は、令和5年度から令和6年度にかけて0.4ポイント向上していますが、現時点では令和8年度の目標を達成できていません。

### 2) 数値目標

水洗化人口割合については、令和6年度に改定された花巻市下水道事業経営戦略と整合を図り、新たに目標値を設定しました。

	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
水洗化人口割合	%	83.5	87.0	90.0以上

### 3) 生活排水処理基本計画

#### 基本方針1 生活排水に係る啓発・情報発信

市民一人ひとりの生活排水に対する意識向上を図り、生活排水を適切に処理するよう広く啓発・情報発信を行います。

#### 基本方針2 合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理

生活排水を処理する合併処理浄化槽の整備及び適正な維持管理を促進します。

#### 基本方針3 効率的な収集運搬体制の整備

公共下水道又は農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の普及に伴う処理量の変化を考慮し、効率的な収集運搬体制の整備に努めます。